

公益財団法人愛知県消防協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人愛知県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防防災思想の普及徹底と消防の向上発展を図るとともに消防団員及び消防職員の連絡協調を密にし、消防活動の充実強化を推進することにより、地域社会の安全と公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 消防防災防火思想の普及徹底
- (2) 消防に関する調査研究
- (3) 消防団員及び消防職員の教養訓練
- (4) 消防団員の消防防災技術の向上及び消防団の組織強化
- (5) 消防防災諸団体との連携及び協力
- (6) 消防団又は消防団員及び消防本部又は消防職員並びに消防功労者に対する表彰
- (7) 消防殉職者の祭祀
- (8) 消防団員及び消防職員の殉職、在職中死亡及び公傷病に対する弔慰見舞
- (9) 消防団員及び消防職員の災厄に対する見舞
- (10) 消防団員及び消防職員の福利厚生事業
- (11) その他この法人の目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業については、愛知県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上16名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係者がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係者がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係者がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第10条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員、理事及び監事に対する報酬並びに費用の支給基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、会長及び副会長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 役員は評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長の指示を受け業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、その退任した役員の前任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第 23 条第 1 項で定めた役員の前定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 28 条 役員が次の事項に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び税理士の資格を有する監事には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 7 章 理事会等

(構 成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長の中から議長を選ぶ。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び監事が記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。第 34 条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(名誉会長及び顧問)

第 38 条 この法人に、名誉会長 1 名及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

3 名誉会長及び顧問の任期は理事会において定める。

4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

5 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

(参 与)

第 39 条 この法人に、参与を置くことができる。

2 参与は、理事会において任期を定めたいうで選任する。

3 参与は無報酬とする。

4 参与は、名誉会長、評議員、理事、監事及び顧問を兼ねることはできない。

(参与会)

第 40 条 参与会は、全ての参与をもって構成し、年 1 回以上開催することができる。

2 参与会は、重要な事項について会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

3 参与会は会長が招集し、参与会の議長は、会長がこれに当る。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長の中から議長を選ぶ。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業、第 10 条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解 散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 11 章 会 員

(会 員)

第 47 条 この法人の趣旨に賛同する、愛知県内の市町村、消防事務を所管する一部事務組合及び広域連合を会員とする。

- 2 前項の会員のほか、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体及び学識経験者、並びにこの法人のために功労のあった者を会員とすることができる。
- 3 会員の会費及び会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 支 部

(設置等)

第 48 条 この法人は、支部を置くことができる。

- 2 前項の支部の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 補 則

(損害賠償責任の免除)

第 49 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(委 任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月3日（法人の設立の日）から施行する。
- 2 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりとする。
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
愛知県消防協会 会長 大村秀章
- 3 設立者が拠出する財産及びその価格は、次のとおりとする。
 - (1) 拠出する財産 現金
 - (2) その価格 300万円
- 4 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
設立時評議員 角田祐三、北澤孝彦、今吉恒明、山田久倫、野田昭徳
前田博明、都筑長武、深谷委宏、加藤徹也、市川晶基
- 5 この法人の設立時理事及び監事は、次のとおりとする。
 - (1) 設立時理事 一ノ瀬喜之、足立一郎、丸井利夫、鈴木啓晋、石田隆義
沼澤恒一郎、野村明正、藤村匡泰、松下直弘、中西肇
後藤英教
 - (2) 設立時監事 柴山益行、石河靖雄、石川広紀
- 6 この法人の設立時評議員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、就任後5年内の最終の事業年度に関する評議員会の終結の時までとする。
- 7 この法人の設立時理事の任期は、第26条第1項の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の事業年度に関する評議員会の終結の時までとする。
- 8 この法人の設立時監事の任期は、第26条第1項第2号の規定にかかわらず、就任後3年内の最終の事業年度に関する評議員会の終結の時までとする。
- 9 この法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第7条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- 10 この法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から、平成30年3月31日までとする。
- 11 この定款に記載のない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日又は令和2年4月1日のいずれか遅い日から施行する。